

県単農地有効利用支援整備事業（簡易な基盤整備）

島根県農林水産部
農地整備課水利係

資料 2

○県単農地有効利用支援整備事業とは

農業用水の確保、排水不良の解消、営農機械の導入に必要な道路の整備等について、迅速かつきめ細かに行えるよう、簡易な基盤整備について支援する事業。



水路の新設



暗渠排水



農道の舗装



仮設ポンプ

○実施要件など

- (1) 地区の受益面積が5ha未満。
- (2) 各市町村長に耕作放棄地となる恐れのある農地として認定を受けている。
- (3) 事業完了後から3年度目において、適正な営農が行われているか受益地の状況報告（達成状況報告）が必要。

○事業主体

- ・市町村
- ・土地改良区

○補助率

- ・50%

○事業メニュー

事業種類	事業の内容
① 農業用排水施設	農業用排水路施設の新設、廃止または変更。安全施設の整備。
② 暗渠排水	暗渠排水の新設または変更。（吸水管の有無は問いません）
③ 客土	客土および畑地の層厚調整など。
④ 区画整理	農用地の区画形質の変更。 （畦畔除去などの簡易な圃場整備を含む）
⑤ 土壌改良	酸性土壌改良資材、りん酸資材および有機質資材の投入など。
⑥ 鳥獣侵入防止施設	農用地への野生鳥獣の侵入防止のために必要な鳥獣侵入防止施設の新設、廃止または変更。
⑦ 農用地の改良または保全	①～⑥以外の農用地の改良または保全のために必要な事業。
⑧ 営農用水施設	農業経営に必要な用水供給施設及び飲雑用水供給施設の新設又は変更の事業で共同利用に係るもの。
⑨ 農道	農業機械の運行、農産物の運搬等に利用する農道の整備。
⑩ 臨時の用排水対策	渇水時の用水確保や農業用排水施設に支障が生じたときなど臨時の対策が必要な際に行う事業。
⑪ 特認	県知事が必要と認めるもの。

令和4年8月改訂版

○問い合わせ先

島根県農林水産部 農地整備課 水利係
住所 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
TEL 0852-22-6536 FAX 0852-22-6035
E-mail nouti@pref.shimane.lg.jp